

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

### 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月7日（火）午後3時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （17名）

農業委員 （8名）

会長

8番 榊原 照博  
1番 野口 敏春  
2番 西村 正史  
3番 川下 始  
4番 川崎 豊洋  
5番 福江 晋  
6番 市丸 義則  
7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 （9名）

笹本 和彦  
江下 久子  
田島 一昭  
蕪竹 敏治  
大岡 利昭  
内田 圭一郎  
浦田 進  
三原 仁  
田久保 孝一

欠席委員 （農業委員0名）

（推進委員2名）

池田 信文  
内田 秀敏

#### 4. 議事日程

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第70号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第71号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について  
(あっせん)

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文

農地係長 大岡 寿憲

主 事 増山 心美

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>こんにちは。明けましておめでとうございます。</p> <p>ただ今から第19回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、5番の福江委員と1番の野口委員よろしくお願ひします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第68号5件、議案第69号2件、議案第70号6件、議案第71号1件となっています。</p> <p>それでは引き続き、議案第68号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員から調査報</p>

福江委員	<p>告をお願いします。</p> <p>26日に、〇〇さんと内田推進委員と、現地で確認を行いました。</p> <p>〇〇さんは、建設会社の社長さんで、〇〇さんは、10年くらい前から飼料作物は作っておられました。</p> <p>〇〇さんは、年齢的にもきつくなってきて、息子もしないということで、売りたいということでした。それで、周辺農地に〇〇さんの子どもさんとかの農地があるということで、この建設会社関係の田んぼがあって、何年か前から作っておられます。</p> <p>そういったことで、〇〇さんが買って良いよということでした。</p> <p>〇〇さんには、内田推進委員から電話連絡を取ってもらって、どうぞよろしくをお願いしますということでした。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第68号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第68号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された江下推進委員から調査報告をお願いします。</p>
江下推進	<p>12月29日に、〇〇さんと、榊原会長と田島推進委員と、現地を見に</p>

委員	<p>行って、〇〇さんには連絡がつかなくて、〇〇さんからだけ聞き取りをしました。〇〇さんが、高齢のためみかん畑を売りたいということで、〇〇さんからだけ聞き取りを行い間違いないということでした。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。  江下推進委員が今言われた通りです。  〇〇さんは、耕作できないということでした。〇〇さんには、私の方から連絡をしても通じず、〇〇さんから連絡してもらっても連絡が取れなかったもので、〇〇さんとだけ、話をしました。  議案のとおりで間違いないです。  調査報告が終わりました。  それでは議案第68号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。  議案第68号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。  したがって、2番は原案どおり認められました。  続きして、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。</p>
中島委員	<p>この案件につきましては、1月5日に、調査をしました。  〇〇さんが、どうしても昼間は都合がつかないということで、全部お任せしますとっていただきました。  それで、内容等についても間違いありませんということで、あとは、〇</p>

	<p>〇さんと話をしてくださいということでした。</p> <p>〇〇さんの方は、お父さんの〇〇さんから話を聞きました。</p> <p>ここは、45年前に売却済だったのを、登記がされていなかったということでした。</p> <p>〇〇さんも詳細は分からないままだったそうで、自分の土地という認識だったそうですが、〇〇さんから話を聞いて、納得をされたそうです。</p> <p>ただ、あくまでも農地ですからということで、大岡推進委員と調査した折に、何か植えて耕作してくださいと指導はしております。</p> <p>以上です。</p>
大岡推進委員	<p>先ほど、中島委員が言われた通り、詳しく説明してもらいましたので、私から言うことはございません。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第68号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第68号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>調査を12月26日に行いました。</p>

<p>笹本推進 委員 議長</p>	<p>〇〇さんと笹本推進委員と私と3人で現地確認をしたんですけども、〇〇さんについては、急用ができたということで、その日の夕方に電話で内容等の確認をして、間違いないという了解をとっています。</p> <p>今後の予定ですけど、今、この場所については耕作放棄地となっていて、荒れています。それで、〇〇さんの自宅がすぐ隣ということで、畑として家庭菜園などで使いたいと聞いています。</p> <p>26日に、ちょうど事務局も現地を見られておりました。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第68号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
<p>大岡推進 委員</p>	<p>譲受人が新規の方ですけども、新規の場合の面積要件等、取得要件がなかったでしょうか。</p>
<p>西村委員</p>	<p>この方は現在、会社員ということですが、今までこの土地を毎年約10回、草刈等で管理していたと聞いています。</p> <p>申請については新規になりますけども、家庭菜園については、日数要件とか、機械器具等の保有要件等があったと思いますが、家庭菜園での管理ではこういった要件を緩和していると確認しています。</p> <p>これに照らし合わせて、今回調査報告をしているところです。</p>
<p>議長</p>	<p>他にありませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第68号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、4番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、5番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>12月29日に、榊原会長、江下推進委員と、〇〇さん、〇〇さんの立ち合いの下、現地を見てきました。</p> <p>現在、〇〇さんが借りて作っているということで、綺麗にしていました。</p> <p>引き続き、間伐などしながら、頑張るということを言っていました。問題ないと思います。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。</p> <p>田島推進委員の説明の通りです。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第68号5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第68号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、5番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第69号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農</p>

	<p>地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された江下推進委員から調査報告をお願いします。</p>
江下推進委員	<p>29日に、〇〇さんと〇〇さん親子、榊原会長と田島推進委員と私とで話を聞いてきました。</p> <p>空き家バンクで住宅を購入したところ、駐車場がないということで、畑を駐車場にしたいということでした。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。</p> <p>〇〇さんが、空き家を購入する時に、農地が残っていたため、駐車場にしたいということで、よろしくお願ひしますということでした。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第69号1番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第69号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしており、申請地の四方が概ね宅地で囲まれている農地で、第3種農地であると判断されるため、許可相当と判断します。また、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>



議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>27日に、〇〇さん、〇〇さん、池田推進委員で現場を確認しました。この土地については、農地パトロールで確認はしていたところですが、現地は、家と家の間の農地で、耕作できるようなところではないというところですが、それは、段差がかなりあるので、耕作するのも厳しいのかなという感じでした。</p> <p>前々から気になっていたようですが、〇〇さんから買って欲しいと言われたので、それに応じた形で今回の申請になったということでした。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第69号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第69号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第70号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による賃借権及び使用貸借権設定について、町長より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第70号1番及び2番は、借り手が同じで関連がありますので、一括して審議をすることについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>29日に、榊原会長と江下推進委員と、〇〇担当の〇〇さん、〇〇さんの立ち会いで、現地を見てきました。 1年の契約期間ですが、苗木を植えようと考えていた農地が借りられなくなったため、急遽、今回の申請に至ったということです。 現在、相続登記が出来ていないということで、まず、1年間借りることにして、その後、相続登記が完了したら、売買契約をして購入するという話を聞いています。 〇〇は、ここらへん一帯を買うか借りるかをして、お茶を植えていきたいという意向を聞きました。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。 〇〇さんは、苗木を植えようと借りていた農地を急遽返してくれと言われたため、急いで代替りの農地を探してくれと頼まれ、今回の申請になったそうです。以上です。 調査報告が終わりました。 それでは議案第70号1番及び2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第70号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第70号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び三原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>28日に、三原推進委員と、〇〇さん、立ち合いのもと現地確認しました。</p> <p>〇〇の〇〇さんは、電話連絡をしていたんですが連絡が取れず、後だつて確認をしました。よろしくお願ひしますということでした。</p> <p>今回、借りる予定の農地の間の農地は、すでに基盤整備したみたいに平らにしてあって、玉ねぎを作っていました。</p> <p>それで、今回の申請地も玉ねぎを作りたいということで申請されたということです。</p> <p>とりあえず、3年作ってみて、それからどうするかを決めるそうです。以上です。</p>
三原推進委員	<p>福江委員から詳しく説明してもらって、間違いありませんので、私の方からは何もありません。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第70号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第70号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>28日に、〇〇さんと池田推進委員とで、現場確認しました。</p> <p>申請期間が15年ですが、自分がこれぐらいまでは出来るだろうという期間で、15年ということをお願いしたと話をされました。</p> <p>農地については、スモモを植えてあって、2、3年生だとおっしゃっていました。双方、内容等確認してもらって、間違いないという返事もらっています。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第70号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第70号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、4番は原案どおり認められました。 続きまして5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>29日に、会長と〇〇さん、〇〇さん立ち会いで話をしてきました。 今、現在も〇〇さんが借りておられます。 次の稲を収穫した直後までということで、9カ月の期間を聞いたんですけど、次はもう出来ないかもしれないということで、今回9カ月でお願いしますということでした。 〇〇さんも納得されていまして、もう追及しませんでした。以上です。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。 9カ月という短い期間ですので、次はどうしますかと聞いたら、探しますということでしたので、追及はしませんでした。 調査報告が終わりました。 それでは議案第70号5番について、ご異議ご意見ございませんか。  (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第70号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。  (挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、5番は原案どおり認められました。 続きまして6番について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、川崎農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>〇〇さんが、もう正月なので、こちらには来ないということで、電話で確認しました。</p> <p>現場はきれいに耕作してあって、今まで通り耕作して、5年間延長で継続して耕作をしていきたいということでした。</p> <p>どうぞよろしくをお願いしますということでした。以上です。</p>
内田推進委員 議長	<p>川崎委員の報告のとおりです。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案70号6番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第70号6番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、6番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第71号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(あっせん)。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による所有権移転について、別紙関係人より、許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>本件は、11月29日のあっせん会議によって、あっせんが成立した案件であります。</p> <p>今回の農業委員会総会におきまして、売主の方から佐賀県農業公社への所有権移転をし、売主の方から農業公社に所有権移転が行われます。</p> <p>また、来月の総会で、佐賀県農業公社から買主の方へ所有権移転を審議していただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>あっせん委員の野口農業委員及び田島推進委員から補足の説明はありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>それでは議案第71号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
川崎委員	<p>この農地は、〇〇さんが何年か前に購入された農地ではないかと記憶していますが、何年に購入されていますか。今、3年3作というのはないと考えて良いですか。</p>
事務局	<p>令和4年1月です。ちょうど3年経過しています。</p>
川崎委員	<p>いくらで購入されているのか分かりますか。</p>
事務局	<p>分かりません。</p> <p>かなり安く買われた記憶はあります。</p>
川崎委員	<p>農業委員の立場として、個人的には、良い農地をちゃんと耕作して収益を上げるためにどう持つてくかっていう人に適切に譲ってやってあげたいという気持ちがあります。</p> <p>それでは、3年3作は考えなくて良いということですか。</p>
事務局	<p>無いわけではないです。</p>

川崎委員	警告は出来るんですか。
事務局	一応、話はしますけれども、それぞれの合意のもとに、そういった話があるとなれば、私達からそれはやめてくださいとは言えないです。
川崎委員	新規就農者が購入する場合は、もう少し投資額を少なくしてやらないといけないと思います。
中島委員	せめて、ここにおられる委員方には、そういった事を共有してもらいたいなと思って、私も言わせてもらいました。
議長	他にないですか。  (なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第71号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。  (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いします。  (なし)
議長	よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第19回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。ございました。お疲れ様でした。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。



令和 7 年 1 月 7 日

会 長 榊 原 照 博

議事録署名者 福 江 晋

議事録署名者 野 口 敏 春